

令和7年度 第1回「北九州市教育支援委員会」会議録（要旨）

1. 日 時 令和7年5月2日（金）15時00分～16時30分
2. 形 式 ハイブリッド形式（集合・オンライン）
3. 出席者 〔北九州市教育支援委員〕長谷川 智美（副会長）他16名
（欠席：大平委員、下野委員、森川委員、向野委員）
〔事務局〕教育相談・特別支援教育担当部長 田尾 弘
特別支援教育相談センター所長 千々和 知子
他11名
4. 議事次第
 - （1）令和6年度 教育支援委員会の答申に基づく就学相談・通級相談の結果について
 - （2）令和7年度 教育支援委員会事業計画
 - ① 各種事業開催日時及び会場（案）
 - ② 教育支援委員会分掌及び業務（案）
 - ③ 就学先決定に伴う手続き（案）
 - （3）令和7年度 就学相談会実施要項
 - （4）令和7年度 就学相談会の申込みについて
 - （5）就学相談に係る答申とは異なり、総合的判断を行って就学先決定した児童生徒の状況調査

5. 議事（要旨）

- （1）令和6年度 教育支援委員会の答申に基づく就学相談・通級相談の結果について
（事務局）令和6年度の申込総数は、2313人であった。そのうち就学相談数は1563人、通級相談者は750人であった。令和6年度の申込み数は令和5年度と比べて、就学相談は51件増加、通級相談は1件減少し、総数で50件増加している。通級相談者数は750人と令和5年度と同程度になっている。令和5年度より就学相談と併せて申込むことができるようになったことや、全市小中学校巡回型となったことで、教育的ニーズに対応できるようになり、申込が増加したと考えられる。
文科省の特別支援教育に関する調査において、特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加傾向にある。中でも、特別支援学校

(知的障害)、特別支援学級(知的障害)(自閉症・情緒障害)に措置される幼児児童生徒数の増加が一因となっている。

この傾向は、本市の就学相談にも見られ、特別支援学校(知的障害)、特別支援学級(知的障害)を希望し、措置される幼児児童生徒数は増加傾向にある。一因として、一人一人の実態に応じたきめ細やかな支援を希望する保護者が増加していることが挙げられる。

(委員) 書類審査について、保護者等の負担軽減になっているようだが、課題はあるのか。

(事務局) 就学相談では面談を行いながら、幼児児童生徒の実態にあった就学先を話し合っている。医療機関の診断により、自閉症・情緒障害学級への措置になると考えられている方がいらっしゃるため、幼児児童生徒の実態に合った就学先を円滑に検討できるかというのが課題になる。

(委員) 通級相談の結果、LD・ADHDに該当した中学生は少ないようだが、理由は分かるか。

(事務局) 中1で通級による指導を開始する場合には、小6で通級相談に申し込む必要があるため、小学生の人数に含まれている。

(委員) 医療機関でも、中学2・3年生や高学年でLD・ADHDと見つかる場合があります、課題としてとらえている。

(2) 令和7年度 教育支援委員会事業計画

(事務局) 就学相談事業の基本方針としては、新小学1年生と新中学1年生を優先して実施し、早い時期の就学先決定と円滑な手続きを目指す。

就学相談の趣旨及び手続等の周知、理解啓発のため、小中特別支援学校の管理職や発達支援事業所等への説明会を行った。今年度は、特別支援教育や就学相談についての説明動画をホームページへ掲載した。また、出生時から小学校入学までの就学相談の流れの説明資料を追加した。

判定専門部員による就学相談会を実施するにあたり、判定専門部員の専門性向上に向け、面談の在り方、検査の在り方、合理的配慮の提供、基礎的環境整備についての研修を実施する。

他政令指定都市の就学相談システムを参考にしつつ、時代のニーズに応じた本市就学相談システムにおいて、今後校内での就学相談会に取り組む学校を増やす。

(委員) 就学相談の説明動画をホームページに掲載されたということだが、視聴の状況や効果はどうか。

(事務局) 就学相談の説明動画は、1か月で360回再生され、活用していただいていると考えている。今後も(動画の)利用・啓発に努める。

(3) 令和7年度 就学相談会実施要項

(4) 令和7年度 就学相談会の申込みについて

(委員) 電子申請が始まって、保護者からの意見はあるか。

(事務局) 電子申請のメリットは、保護者がすぐに申請できることである。記入している途中に送信してしまったなど、問い合わせは数件あった。申込者は本日まで132件、昨年度の同時期は108件あった。

(委員) セキュリティはどのようになっているか。

(事務局) 北九州市のシステムを採用しており、個人情報 は 厳重に管理されている。

(5) 就学相談に係る答申とは異なり総合的判断を行って就学措置した児童生徒の状況調査

(事務局) 本年度も対象者に対し、学校訪問や電話連絡による聞き取り等を通して、状況調査を実施する。必要に応じて、管理職とケース会議を行い、継続的な相談の促しを実施する。